

## 中国税務速報

2010年6月1日

---

### ●1 外国籍個人の所得税徴収強化

2010年5月28日、国家税務総局は「高額所得者の個人所得税徴収管理のさらなる強化に関する通知」(国税発[2010]54号)を公布しました。

具体的に次の措置が講じられます。

- (1) 高額収入者の把握および源泉徴収、確定申告管理の徹底
- (2) 所得種目別に管理・徴収の強化
- (3) 高額所得者に対する税務調査や納税指導の推進

特に、外国籍個人に対して、出入国機関、銀行、外貨管理部門および税務部門は協力体制を構築し、外国籍個人の管理ファイルの作成など、外国払いの中国国内源泉所得に対する課税体制の強化を明確にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9731330.html>

### ●2 2009年度企業所得税の修正申告

2010年5月28日、国家税務総局は「2009年度企業所得税の確定申告に関する通達」(国税函[2010]249号)を公布しました。

2010年5月31日以後に公布された個別の企業所得税通達により、2009年度の企業所得税修正申告を、2010年12月31日までに行う場合、延滞税を徴収しないことを明確しました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9725226.html>

### ●3 自動車の買い替えに関する補助金制度を今年末まで延長

中国商務省は6月13日に、大気を汚染する排ガスの多い中古車を新しい低燃費車に買い替える際に、補助金を支給する制度を今年末まで延長することを発表しました。

2010年5月31日現在、中国国内で自動車の買い替え申請車両は12.7万台、補助金額17億元、関連の新社販売金額は150億元に上ります。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/ai/201006/20100606968838.html>

#### ●4 外国法人の支店の租税条約優遇の適用

2010年6月2日、国家税務総局は「国外支店が取得する国内源泉利子に対する企業所得税の源泉徴収問題に関する通達」（国税函[2010]266号）を公布しました。

中国と租税条約の締結国に所在する金融機関の第三国支店が取得する利子のうち、中国国内源泉所得に該当する部分について、租税条約に特段な定めがある場合を除き、中国と当該金融機関の本店所在国間の租税条約を適用します。

一方、中国の銀行の国外支店が中国の内国法人に該当するため、その取得する中国国内源泉利子は中国とその支店所在国間の租税条約を適用できません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9739191.html>

#### ●5 ネット取引管理方法の公布

2010年5月31日、国家工商行政管理総局は「ネット商品取引および関連サービス行為の管理暫定弁法」を公布しました。

ネット商品・サービスの経営者は、工商管理部門にて登記し、インターネットの主要ページに営業許可に関連する情報の公開が義務付けられます。また、「消費者権益保護法」および「製品品質法」を準拠し、契約の締結や財務証憑の発行を行わなければなりません。

プラットフォーム経営者は工商行政管理機関に協力し、不法行為の阻止や知的財産権、商業秘密等の安全を保証しなければなりません。

本管理弁法は2010年7月1日より施行されます。

[http://www.gov.cn/gzdt/2010-06/01/content\\_1618532.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2010-06/01/content_1618532.htm)